(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき市が行う援助(以下「就学援助」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 就学援助は、市内に住所を有し、津島市立小学校又は津島市立中学校に在学する児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者(当該児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
 - (2) 次のアからカまでに掲げるいずれかの措置を受けた者であって、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めたもの
 - ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の62の規定による当該年度分(当該年度の6月までに次条の認定を受ける場合にあっては、前年度分。以下同じ。)の個人の事業税の減免
 - ウ 国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第89条及び第90条の規定による当該年度 分の国民年金の保険料の免除
 - エ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の支給
 - オ 津島市市税条例(昭和25年津島市条例第48号)第22条第1項の規定による当該年度分の市民税の非課税、同条例第36条第1項の規定による当該年度分の市民税の減免又は同条例第51条第1項の規定による当該年度分の固定資産税の減免
 - カ 津島市国民健康保険税賦課徴収条例(昭和26年津島市条例第73号)第13条の 規定による当該年度分の国民健康保険税の減額
 - (3) その他要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めた者 (就学援助の認定等)
- 第3条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、 就学援助認定申請書(様式第1)に必要な書類を添付して教育委員会に提出し、前 条の対象者に該当することについて、認定を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、就学援助認定申請書の提出があったときは、申告書受付書を申請者に渡し、当該申請書及び書類を審査のうえ認定の可否を決定し、当該申請をした

者に通知しなければならない。

4 前項の認定を受けた者は、第2条の規定に該当しなくなったときは、速やかに、 その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(就学援助の種類等)

第4条 就学援助の種類、就学援助の対象となる経費及び就学援助の時期は、次の表のとおりとし、その額は、毎年度市の予算の範囲内で市長が定める。

就学援助の種類		就学援助の対象となる経費	就学援助の時期			
学	学用品費	各教科及び特別活動の学習に通常	9月、3月			
用		必要とする学用品(実験及び実習				
묘		の材料を含む。)の購入費				
費	通学用品費	通学用靴、帽子その他児童等が通				
等		常必要とする通学用品の購入費				
修賞	学旅行費	修学旅行に直接必要な交通費、宿	9月			
		泊費及び見学料並びに修学旅行に				
		要する経費として均一に負担すべ				
		きこととなる記念写真代、医薬品				
		代、旅行傷害保険料、添乗員経費、				
		荷物輸送料、しおり代、通信費及				
		び旅行取扱料金				
新入学児童等学		通学用かばんその他小学校又は中	9月			
用品費		学校に入学する児童等が通常必要				
		とする学用品及び通学用品(学用				
		品費等の項に掲げるものを除く。)				
		の購入費				
医源		学校保健安全法第24条に規定する	3月			
学村	交給食費	児童等が受ける学校給食について	9月、3月			
		保護者が負担すべき費用				

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる就学援助を受けることができない。
- (1) 生活保護法第12条の規定による生活扶助を受けている者 新入学児童等学用品 費
- (2) 生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者 学用品費等及び学校 給食費

(就学援助の方法)

- 第5条 就学援助は、直接保護者に対して金銭又は物品を支給することにより行う。 ただし、学校徴収金に未納が生じる等特別な事情がある場合には、保護者は、就学 援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を校長に委任することができる。
- 2 前項ただし書の場合には、校長は、就学援助個人支給明細書(様式第2)を整備 し、必要な書類と併せて教育委員会に提出し、その確認を受けなければならない。 (年度の中途における認定及び取消し)
- 第6条 転入学、保護者の属する世帯の収入の額が著しく減少したこと等により年度 の中途において第2条の規定に該当することとなった者は、第3条第1項の教育委 員会が定める日後においても、就学援助認定申請書を提出し、教育委員会の認定を 受けることができる。
- 2 認定を受けた保護者が第2条の規定に該当しないこととなったときは、当該該当しないこととなった日をもって認定を取り消すものとする。
- 3 前2項の規定により年度の中途に認定を受け、又は認定を取り消された者に係る 就学援助については、別に定める。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、就学援助を受けた者があるときは、 その者から、その支給を受けた就学援助に相当する金額の全部又は一部を返還させ ることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が 別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に受けた認定に係る就学援助については、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附加

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前であっても、平成23年度分の申請から適用とする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前であっても、平成24年度分の申請から適用とする。

附則

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

就学援助個人支給明細書

学校名

	<u> </u>					子仪	学校長氏名 月				
	左 4 D		児童等				保護者				
	年 組	組	の氏名				の氏名				
	種類		金額	妇	現金・物品		支給年月日		確認印		
			盆1	识 	の別		文和平月 F		校長	担任	
学田田	9月5	支払分									
学用品費等	3月5	支払分									
等	小計										
修	修学旅行費										
	新入学児童等 学用品費										
医想	素費										
学校	9月5	支払分									
学校給食費	3月5	支払分									
費	小計										
支約	支給額合計										
ド度の	度の中途における認定及び取消しの有無等										
認	認定又は取消しの有無 認定又は取消の年月日 認定又は取消しの								2消しの	理由	

教育委員会確認欄

なし・認定・取消し

上記について就学援助の受領に係る事務が適切・不適切であると確認する。 年 月 日

津島市教育委員会 印

(不適切である場合の特記事項)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。